

2018年JMRC中部ジムカーナシリーズ指導要綱

JMRC中部ジムカーナの発展、参加者のマナー、技術向上およびシリーズを円滑に運営するため、JMRC中部ジムカーナシリーズ指導要綱を定める。

第1条 開催資格

- (1) JMRC中部所属のクラブ、団体であること。
- (2) JMRC中部ジムカーナ選手権規定および本指導要綱を遵守すること。
- (3) JMRC中部ジムカーナ主催者会議に必ず出席すること。
- (4) JMRC中部ジムカーナ部会およびシリーズ戦主催クラブと協力できること。
- (5) チャンピオン戦、ミドル戦として相応しい運営ができること。

第2条 特別規則書

参加者への告知を周知徹底するため、各シリーズで共通特別規則書を作成すること。

第3条 正式大会名称（下記の名称を使用すること。）

- * JMRC中部ジムカーナ選手権（通称：チャンピオン戦）
JAF登録正式名称：2018年JAF中部ジムカーナ選手権 第〇戦
JMRC中部ジムカーナ選手権 第〇戦
JMRC全国オールスター選抜 第〇戦
○○○○○○○○○○（主催者の大会名称）
- * JMRC中部ジムカーナ東海シリーズ（通称：ミドル戦）
JAF登録正式名称：2018年JMRC中部ジムカーナ東海シリーズ 第〇戦
○○○○○○○○○○（主催者の大会名称）
- * JMRC中部ジムカーナ北陸シリーズ（通称：ミドル戦）
JAF登録正式名称：2018年JMRC中部ジムカーナ北陸シリーズ 第〇戦
○○○○○○○○○○（主催者の大会名称）

注）JMRCオールスター選抜のサブタイトルについてはJMRC全国協議会からの指導に基づき名称を使用する。

第4条 参加受理基準

- (1) JMRC中部ジムカーナ選手権（通称：チャンピオン戦）
 - ①前年度全日本選手権各クラス シリーズ2～6位以内
 - ②前年度チャンピオン戦 シリーズ6位以内
 - ③前年度ミドル戦（JMRC中部認定クラス） シリーズ3位以内
 - ④当年度チャンピオン戦（申し込み締切り時点） ポイント獲得者
 - ⑤上記以外で主催者が上級者として認めたる者
※主催者はクラス成立のため、上記受付基準にかかわらず、クラス4名まで受理することが望ましい。
※当該クラスの参加申込が3名未満（不成立の場合）の場合の取り扱いについて、参加人数に余裕があり、参加申込者が希望すれば出走は認めるが賞典外とする。
この場合主催者は事前に参加の意志を参加選手に確認すること。
※全日本選手権とはJAF全日本ジムカーナ選手権、チャンピオン戦とはJMRC中部ジムカーナ選手権、ミドル戦とはJMRC中部ジムカーナ東海・北陸の各シリーズをいう。
- (2) JMRC中部ジムカーナ東海／北陸シリーズ（通称：ミドル戦）
 - ①受付期間内すべて先着順で受付する。（ポイント獲得者の優遇はしない。）
※当該年度JMRC中部ジムカーナシードドライバーおよび当該年度全日本ジムカーナ選手権シードドライバーは参加できない。

ただし、エキスパートクラスへの参加は許される。

第5条 参加費

- * JMRC中部ジムカーナ選手権 上限を16,000円とする。
- * JMRC中部ジムカーナ東海シリーズ 上限を13,000円とする。
- * JMRC中部ジムカーナ北陸シリーズ 上限を13,000円とする。
※上記金額は入場料、共済金、屋食などの加算分を含まないが、合計参加料を上記までにすることが望ましい。
※上記金額はJMRC中部所属員料金とし未所属はプラス1,000円とする。

第6条 コース

- * 確定コース図(案)またはコース図白紙をコピーして配布すること。
- * コース設定：チャンピオン戦 上級向けコース設定とすること。
設定タイムは平均70秒以上とすること。
ミドル戦 初中級向けコース設定とすること。
危険箇所のないようにすること。
難易度があまりにも高いセクションは設けないこと。
- * 雨天コースについても必ず設定し、タイムスケジュール管理および安全管理に務めること。

第7条 出走方法

- (1) チャンピオン戦
 - * 出走クラス順は原則的にS1500、PN1、PN2、PN3、PN4、SA1、SA2、SA3、SA4、SC、Dの順とする。
変更する場合は、ジムカーナ部会の承認を得た上で、参加受理書にて通知すること。（当日発表は不可）
 - * 当該年度のJMRC中部ジムカーナシードゼッケン車両とSC車両とD車両は1台のみの走行とすること。
 - * 「同一車両による重複参加」で前走行車と後走行車の間は基本10台離すこと。
（ただし、クラス内で10台離すことができない場合は除く。）
 - * 「同一車両による重複参加」での前走行車は1台のみの走行とすること。
 - * ドライバーズブリーフィング終了から1号車スタートまでは15分以上の時間を設けること。
 - * シードゼッケン車両は当該年度の成績に関係なく各クラスのラスト出走とすること。同クラスのシードが複数の場合はシードゼッケンの下1ケタの数字が小さい車両を後半出走とする。
- (2) ミドル戦
 - * 出走クラス順はシリーズ主催者で決定すること。

第8条 車検

- (1) 主催者によって格差の無いよう、第1戦から最終戦まで一貫性を持つものとする。
当該年度のシリーズ事務局が主催者間申し送り書を作成し、各主催者間の連携を密にすること。また、主催者は次戦主催者に余裕を持って、申し送り書を送付すること。
- (2) ジムカーナ部会の指示があった場合には、その指示通りに車検を実施すること。
- (3) 再車検は必ず行うこと。
- (4) シリーズ途中で解釈または疑問点が生じた場合には、ジムカーナ部会の指示に従うものとする。

第9条 成績発表

- (1) リザルトは必ず当日全員に行き渡るように配布すること。
- (2) 各大会ともに、場内放送でリアルタイムにタイムを放送すること。
- (3) チャンピオン戦においては中間タイムを計測すること。
(10分の1秒以上までの計測結果を貼りだしすること。手動計測OK)
ミドル戦においても中間タイムを計測することがのぞましい。
- (4) タイムの無い場合の記載用語は、審査委員会の指示に従うこと。
別途、ジムカーナ部会より記載用語の指示があった場合はそれに従うこと。
- (5) タイム掲示はペナルティを含んだタイムとし、以下のように掲示しペナルティを含んだ旨を掲示ボードに記入すること。
<例> 走行時間 1' 05'' 55 でペナルティ1 (+5秒) の場合
掲 示 1' 10'' 55 P1

第10条 賞典

- (1) チャンピオン戦
 - * JAFメダルは各クラス3位までとする。
 - * チャンピオン戦の賞典数は参加台数の25% (小数点以下は四捨五入) とし、上限6位とする
- (2) ミドル戦の賞典は各主催者で審議し、シリーズで統一すること。

第11条 競技事前情報の開示と競技報告の義務

- (1) チャンピオン戦
 - * 各主催者は、開催1週間前までに、暫定エントリーリストとタイムスケジュール(公式通知)を部会広報担当に連絡すること。それをJMRC中部HPにて公表する。
 - * 各主催者は、競技終了後2日以内にリザルトを部会広報担当ホームページ担当者としシリーズ事務局にEメールで送ること。
 - * 各主催者は、競技終了後1週間以内に、JAF提出の競技成績表(写)、申し送り書・上位入賞者連絡先・その他など申し送りファイルに指示されている資料をシリーズ事務局に送付すること。
 - * 各主催者は競技終了後、1週間以内に次戦主催者に申し送りファイルを送ること。
 - * 各主催者から送られた書類等はシリーズ事務局が必要事項をまとめて部会員・各主催者にEメールにて送付すること。
- (2) ミドル戦
 - * 上記チャンピオン戦と同等の競技報告を行うよう努力すること。

第12条 シリーズ協力金

- (1) チャンピオン戦
 - * シリーズ協力金は、1台×1000円とする。
 - * 振り込み期限は大会終了後2週間以内とする。
 - * 振り込み先は年頭に、シリーズ事務局より各主催者へ連絡される。主催者は手数料を差し引かず振り込むこと。
- (2) ミドル戦
 - * シリーズ協力金の金額および用途については各主催者で決定すること。
 - * シリーズ事務局はシリーズ日程終了後、JMRC中部事務局へJMRC中部認定クラス数×5000円を振り込むこと。シリーズ事務局は手数料を差し引かず振り込むこと。

第13条 シリーズ表彰

- (1) チャンピオン戦
 - * 全クラス6位まで表彰する。ただし、参加人数により変更の場合がある。
 - * シリーズの順位はシリーズ最終戦までにJMRC中部に加盟しているクラブ、団体に所属し、参加した者に与えられる。不参加の場合はシリーズ順位が抹消される。(上記のシリーズ順位の抹消が行われた場合、JAF地方選手権認定クラスについては、JMRC中部シリーズとの不整合が生じるためシリーズ順位の繰り上げは行わない。)
- (2) ミドル戦
 - * シリーズ表彰については各主催者で決定すること。
 - * JMRC中部認定クラスのシリーズチャンピオンはJMRC中部より表彰される。
 - * シリーズの順位はJMRC中部に加盟しているクラブ、団体に所属している者に限る。それ以外の者はシリーズ最終戦までにJMRC中部に加盟しているクラブ、団体に所属し、参加した者に与えられる。不参加の場合はシリーズ順位は抹消され、下位の者に繰り上げられて与えられる。

第14条 審査委員会

- (1) チャンピオン戦
 - * 審査委員会のメンバーはJMRC中部派遣の2名を含む3名で構成することが望ましい。
 - (2) ミドル戦
 - * 審査委員会メンバーは、シリーズ主催者で協議した2名を含む3名で構成することが望ましい。(年頭に審査員リストを作成し、部会に提出のこと)
- ※審査委員には開催日の1週間前までに会場案内図等を送付し、当日の都合を再確認すること。

第15条 その他

- * エキスパートクラス(EXクラス)を東海、北陸シリーズに設けること。また、参加費の50%を目安にクラス参加選手へ賞金として還元すること。
- * エキスパートクラスの順位決定方法や競技結果を公式通知にて発表すること。
- * レディースクラス集計のため、公式通知にて女性運転者リストを公式通知にて発表のこと。
- * シードドライバーは参加申込書に各自ゼッケン記入欄にシードナンバーを必ず記入し、参加申込みするよう選手に周知すること。
(過去の競技会成績欄への成績記入は免除されています。)
- * シリーズスポンサーがあった場合は部会の指示に基づき参加者名簿、リザルト等に必ず掲載のこと。
- * 大会役員、競技主要役員、タイムスケジュール、コース図、諸施設の見取り図は公式通知として発表すること。
- * JMRC中部HPのアドレスを特別規則書・公式プログラム・リザルトなどの公式配布物に記載すること。
- * 2年連続シリーズ不成立となったクラスは、次年よりクラス廃止または統合を行う場合がある。
- * クラスの新設については、下記条件を元に次年度クラス設定を部会にて検討する。
 - 1) 参加者が要望を部会に提出すること。
 - 2) 1年間は該当クラスへ参加し、シリーズ成立の実績を作ること。
- * 落雷警報が会場付近で発表された場合は、危険防止のため、競技長は競技会審査委員会と協議して、競技会の中断を行う場合がある。

